

厚生労働行政推進調査事業費補助金（障害者政策総合研究事業） 分担研究報告書

新型コロナウイルス感染症の義肢・装具製作事業への影響

研究分担者 我澤 賢之（国立障害者リハビリテーションセンター研究所）

研究要旨 義肢・装具製作事業者を対象に調査票調査を実施し、新型コロナウイルス感染症が特に義肢・装具の受注や賞与等に与えた影響を明らかにすることを目的とする。

調査の結果からは、受注件数、受注金額、1人あたり特別給与等ともに、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたと思われる2020年は、2018年、2019年に比べ平均的には減少の傾向が見られた。事業所あたりの平均受注件数は（各年4、5、9、10月数値）2018年→2020年、2019年→2020年ともに12%台の減少であった。これに対し、同平均受注金額は2018年→2020年が11%の減少、2019年→2020年が6%の減少であった。1人あたり特別給与等平均値の2018年→2020年は6%台の減少、2019年→2020年は10%前後の減少であった。

また、その背景に患者の減少（整形受診者の減少、感染・クラスター発生等による病院閉鎖）や患者の支払・立て替え上の課題、感染対策費用の発生など新型コロナウイルス感染症の影響と思われる事由があることが示唆された。また、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金についても、義肢装具士は、申請に手間を要したり、申請ができない場合がある等、課題があることがわかった。

A. 研究目的

2020年以降、国内でも新型コロナウイルス感染症が広まり、社会活動のさまざまな場面でその影響が見られた。補装具の製作事業においても同様のことが想定される。このことが、補装具の供給事業にどのように影響するかを把握することは、それ自体有用であるだけでなく、今後各種目の作業人件費単価の調査等を行った際、コロナウイルス感染症の影響をどう評価するか考えるうえでも重要な基礎データとなる。そこで、義肢・装具製作事業者を対象に調査票調査を実施し、新型コロナウイルス感染症が特に義肢・装具の受注や賞与等に与えた影響を明らかにすることを目的とする。

B. 研究方法

2020年12月に日本義肢協会会員（全263社）を対象に調査票を発送し、下記について回答を求めた。実施時期は2020年12月～2021年1月である。

- ・過去3年間（2018年、2019年、2020年）のそれぞれ、4、5、9、10月における義肢・装具の受注件数、受注金額。
- ・過去3年間（2018年、2019年、2020年のそれぞれ5月1日を含む会計年度）の特別給与等金額（賞与等の金額）。
- ・新型コロナウイルス感染症の事業者への影響（自由記述）
- ・補装具の価格制度について（自由記述）

配布方法は紙の調査票の郵送を基本とし、併せて日本義肢協会事務局を通じ、同協会に電子メールアドレスを登録している事業所についてはExcel ファイル版の調査票を配布した、回収については、事業者には紙の調査票の郵送、もしくはExcel ファイルのメールでの返送を選択してもらった（ただし、後者を推奨）。

（倫理面について）

本研究では個人を特定しうる情報を含むデータは使用しない。なお、本研究に、開示すべき利益相反（COI）に関する情報はない。

C. 研究結果

調査票の配布数 263 に対し返送数は 196、うち調査対象外（障害者総合支援法による義肢・装具の扱いが共がない）としたものが 4、残りが 192、実質的な回収率は 74.1%（ $=192 \div (263-4)$ ）であった。

C-1 受注件数・金額

事業所あたりの受注件数・金額の平均値の結果を表 1 に示す。受注件数・受注金額の数値は 2018 年、2019 年、2020 年の各年について 4、5、9、10 月を合計した値を示している。なお当該数値は、更生用、治療用、その他自費等の別は問わないこととした¹。また受注金額は当該月に発生した受注に対応した金額を対象とした²。平均値の算出に当たっては、該当する最大値・最小値を一つずつ除いて計算している。

平均受注件数は、義肢・装具合わせて 2018 年→2020 年、2019 年→2020 年、ともに 12% 台の減少であった。これに対し、平均受注金額は 2018 年→2020 年が 10.7% の減少、2019 年→2020 年が 5.9% の減少とともに減少であったものの、その変化率の幅は受注件数ほど大きくはなかった。内訳で見

ると、義肢については製作・修理とも平均受注金額が増加しているものの装具製作の減少幅が大きく、全体では減少となった。

C-2 特別給与等の金額

事業所単位で算出した 1 人あたり特別給与等金額の平均値を表 2 に示す。金額は、法定福利費の事業主負担分を含んだものである。列項目の期間（年）については、事業所ごとに会計年度の取扱が異なるため、2018 年、2019 年、2020 年の各年の 5 月 1 日を含む会計年度にかかる数値を回答してもらった。平均値の算出に当たっては、事業所単位の 1 人あたり賞与等から最大値・最小値を一つずつ除き、事業所間平均を計算した。なお、数値を集計する区分として、(a)有効回答全数、(b)3 期間すべて回答のあったもののみ、(c) (b)のうち、会計期間期首が 10 月であるものを除いた数値の 3 種類を示している。このうち (c) は、調査票の補足説明において、10 月 1 日が会計期間期首である場合の対象期間の例示説明が誤っており「該当年の 5 月 1 日を含む」という基準と矛盾する例示になっていたことを踏まえ、10 月が期首となる事業所の数値を除いたものを算出したものである。

1 人あたり特別給与等平均値の 2018 年→2020 年は 3 種類の集計とも 6% 台の減少となっている。2019 年→2020 年は 10% 前後の減少（-8.4%～-11.1%）と変化幅が大きくなっている。2018 年→2019 年にいったん 1 人になっている。2019 年→2020 年は 10% 前後の減少（-8.4%～-11.1%）と変化幅が大きくなっている。2018 年→2019 年にいったん 1 人あたり特別給与等平均値が増加したものが 2020 年にはその増加分以上に減少したことを示している。

¹ ただし、調査対象要件として、障害者総合支援法による義肢または装具の扱いがあることとしている。

² それゆえ、実際に請求・入金があった月とは必ずしも一致しない。また該当金額が未確定の場合は予定額に基づき記入してもらっている。

表1 事業所あたりの受注件数・金額について

	回答数	2018年	2019年	2020年
各年4、5、9、10月に生じた受注について				
受注件数(件)				
製作				
義肢	(158)	22	22	19
装具	(174)	1,431	1,445	1,256
修理				
義肢	(146)	11	11	10
装具	(163)	74	76	68
合計		1,538	1,554	1,353
2018年→2020年変化率				-12.0%
2019年→2020年変化率				-12.9%
受注金額(円)				
製作				
義肢	(156)	635,017	602,487	627,543
装具	(180)	5,514,104	5,248,471	4,849,086
修理				
義肢	(142)	135,478	107,033	132,090
装具	(162)	30,565	34,787	30,515
合計		6,315,164	5,992,777	5,639,234
2018年→2020年変化率				-10.7%
2019年→2020年変化率				-5.9%

※当該設問の有効回答事業所はすべて、3期間とも回答があった。

括弧のない数値は、該当会計期間における事業所1か所あたりの数値である。該当する最大値・最小値を一つずつ除き、事業所間平均を算出している。

表2 1人あたり特別給与等金額の事業所平均

	(単位:円/人)		
	2018年	2019年	2020年
(a) 有効回答全数	574,389 (164)	606,604 (163)	539,380 (164)
2018年→2020年変化率			-6.1%
2019年→2020年変化率			-11.1%
(b) 3期間すべて回答のあったもののみ	579,174 (162)	607,311 (162)	541,144 (162)
2018年→2020年変化率			-6.6%
2019年→2020年変化率			-10.9%
(c) (b)のうち、会計期間期首が10月であるものを除いた数値(※)	600,900 (136)	615,381 (136)	563,558 (136)
2018年→2020年変化率			-6.2%
2019年→2020年変化率			-8.4%

各年の列は、各事業所における該当年の5月1日を含む会計期間にかかる回答を集計したものであることを示す。

括弧のない数値は、該当会計期間における一人あたり賞与等である。事業所単位の一入あたり賞与等から最大値・最小値を一つずつ除き、事業所間平均を算出している。

括弧内は該当回答数。

※調査票の補足説明において、10月1日が会計期間期首である場合の対象期間の例示説明が誤っていたことを踏まえ、10月が期首となる事業所の数値を除いたものを算出した。

C-3 新型コロナウイルス感染症の事業者への影響 (自由記述)

主な回答として下記が見られた(いくつかの類似記載をまとめたり、文体・表記の調整など適宜編集を加えた)。

<受注の減少について>

- ・病院の整形の受診が減少したり、感染・クラスター発生等により病院が閉鎖したりした影響を受け、そこからの受注が減少した、あるいはなくなった。

<代金の受け取りについて>

- ・入院中の患者の装具作製時、家族との面会が禁止されていることや、患者の経済状況の厳しさ

等により、入金の後れなど影響が生じ、資金繰りが大変である。

- ・コロナウイルスの影響で、医師の処方があるが立て替え払いが出来なく装具の作製が出来ない方(治療用や労災保険も含む)が出てきている。

<その他の患者への対応について>

- ・採型や仮合わせに公共交通機関で外出するのが難しいため、事業者が自宅訪問する機会が増えた。
- ・(前項と逆に)患者の自宅対応が難しくなり、患者に迷惑をかける形になった。

- ・装具診療も遠隔診療で出来るようになれば患者様へのケアも充実するのでは。

<特別給与について>

- ・売り上げ減少により賞与の減額も考えたが、「従業員の生活のこともあり、今期は減額せず、来期は売り上げにより賞与の減額もあり得る」と従業員につたえた。
- ・モチベーションを下げないようにするために、借り入れをして特別給与は通常通り支給した。
- ・全社員の給与は何もいじらず全額支給している。

<事業所における新型コロナウイルス対応等について>

- ・感染対策により通常では行っていない感染予防の為に必要な様々な物品購入に対しての経費や、感染予防に時間を必要とした。
- ・従業員が感染し、営業に大きな損失が生じた。

<新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金について>

- ・義肢装具士が、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金について医療機関を経て代理申請してもらった事務手続きが大変だった、あるいは遠慮が生じ手続きに至っていない場合があった。病院との医療契約書が交わされていない等により、申請できない場合もあった。

<その他>

- ・判定については、ユーザーが障害により健康に不安にある方や基礎疾患のある方が多いので、わざわざ大人数で集まって確認しなければならない内容ではないと感じる。判定に向かう移動の時間、待機時間等コストに対し、義肢装具士がその場で立ち会って確認される事項の重要性を感じないし、大概のことは、メール・電話・Web で解決できるもので必要性のある場合を除いて東京都のようなマスターカードを取

り入れてほしいと思う。

- ・地域によって影響が大きかった時期が異なる。
- ・BCP 強化が業界内で遅れている印象を受ける。
- ・不要不急の外出を避けるように国が推奨しているが 義肢装具の還付申請するために役所でむいて手続きをしている。義肢装具製作者に対して委任払いをして外出を極力避けるようにするべきではないか。
- ・コロナの関係で病院、クリニック等で余裕を持った予約制をとるところがあり、義肢装具士の病院等での滞在時間が長くなった場合がある。

C-4 補装具の価格制度について（自由記述）

<障害者総合支援法による補装具費支給制度について>

- ・価格設定が低い。特に義足の場合、完成及び完成後のメンテナンスがかかり、価格に合わない。
- ・オーダーメイドの装具の価格帯をUPしてほしい。
- ・検収時の価格加算を検討してもらいたい。
- ・出張費の価格加算や調整費を検討してもらいたい（すべての自宅出向に対しては難しいとは思いますが、福祉保険センターの依頼、あるいは更生相談所、中核になる病院等の依頼の場合には出張費等の加算ができる制度を望む、とするコメントもあった）。
- ・義肢装具士業務を対価化してほしい。
- ・患者の装具代金の全額立て替えが難しく、装具作製を中止する事案が増えている。
- ・製作要素等の価格改正が3年に1度では物価の変動に対応できかねる。
- ・新しい採型材料・方法を用いて採型・採寸を行う場合の価格に対応してほしい。
- ・基本価格項目・製作要素を拡充してほしい。加算要素を細分化してほしい（ベッド上など特殊状況での採型に加算、など）。
- ・業務を目に見える形で対価化してほしい。係数も大切だが、項目をどうするかが重要。
- ・新商品が早く完成用部品に記載されることを希

望する。

- ・ 価格設定や手続きが自治体によって異なり、混乱することがある。
- ・ 償還払い方式でなく病院診療と同じようにレセプトにて請求できるようになれば患者負担が軽くなるため、支払できない為に装具作製を諦める方が少なくなるのではないかと考える。
- ・ 一部の会社では非常勤の職員を解雇したとの話も聞く。
- ・ 定義の曖昧さがあるため解釈が大きくわかる点があるかと思う。
- ・ 同じ作りの装具でも会社によって構成要素が違うというのが難しいという声を役所の方から聞く機会が何度かあった。どの程度違っているのか、確認はとれなかったが少しでもすり合わせが出来る機会や資料があれば製作会社も助かると思う。当社の場合はテクノエイド協会が発行している書籍を利用しているが、実際に作るものに該当しない部分もあるので、手探りな感じがあるような気がする。
- ・ 既製品の価格を完成用部品の項目に入れて、その項目だけ取れば良いのではないか。
- ・ 意思伝達装置の価格について、スイッチの選定やコンピューターの設定、メンテナンスに大きな手間がかかる。必ず遠くでも自宅に訪問しなくては行けない。病院と自宅と機器の移動も必要である。パソコンも、しょっちゅう電源 ON のため破損する。そのことを算定価格に考慮して利益が出るようにしてほしい。
- ・ 借受けにしても給付の適合判定より簡略化して、早くし許可してほしい。貸与のメリットがない。

<他制度等>

- ・ 治療用装具では、同一製品が同一価格で取り扱われないことがよくある。国家資格の持った義肢装具士のプロが価格について都合よく解釈し、価格を決めているのはおかしい。義肢装具の教育の中で、価格や明細事項の解釈について

の授業を導入して頂きたい。

- ・ 長年に渡り、既製品における採型・採寸料のとりえ方が、国保、社保、組合、または各市町村によっても相違があり対応に苦慮していることから、難しい問題ではあるが、統一性がもたれることを希望する。
- ・ 療養費支終制度において、国保、労災においても立て替え費用のない人がいる。
- ・ (治療用に対して) 委任請求が出来るようお願いしたい。
- ・ 治療上の必要性と効果と禁忌事項等の説明について費用を設定してほしい。
- ・ 補装具ではない日常生活用具に含まれた頭部保護帽の価格設定で補高や改造、修理価格の基準がない。また各自治体で認められる価格がバラバラで見積書の差し替えが多く、事務的に面倒である。
- ・ 補装具価格をベースに治療用装具価格/項目を別に設定すべきではないかと思う(リメンビューゲルなど障害者用ではないものが含まれ治療用装具に配慮している一方、熱傷用圧迫帯など治療用だが項目には無いものもありアップデートされていない感がある)。
- ・ 既製品の価格改正の進捗状況を協会員が把握できるシステムがあれば教えていただきたい。

D. 考察

- ・ 受注件数、受注金額、1人あたり特別給与等ともに、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたと思われる2020年は、2018年、2019年に比べ平均的には減少の傾向が見られた。
- ・ 受注に関しては、その背景に病院における患者の減少(整形受診者の減少、感染・クラスター発生等による病院閉鎖)が考えられる。また、患者の代金の立て替え・支払い困難による製作取りやめなどの影響などもあった可能性がある。
- ・ 特別給与等については、自由記述で金額を減ら

さなかつたとする回答が見られた一方で、平均的には金額の減少があった。背景として、受注の減少のほか、コロナの影響による対策費用が増える、事例により患者の自宅訪問が増えるといった費用の増加、代金の入金が遅れ等があったことが推察される。なお、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金についても、義肢装具士は申請に手間を要したり、申請ができない場合があることがわかった。

- ・補装具に関する制度についても、現状にあった価格体系・価格水準、出張や調整に要する費用の制度化を希望する、患者にとって補装具台の立て替えが困難な場合があるなど、自由記述回答が複数見られた。これらの事項のうちのいくつかは、新型コロナウイルス感染症の影響で事業者のやりくりがより困難になる方向に作用すると考えられる。

E. 結論

受注件数、受注金額、1人あたり特別給与等ともに、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたと思われる2020年は、2018年、2019年に比べ平均的には減少の傾向が見られた。事業所あたりの平均受注件数は（各年4、5、9、10月数値）2018年→2020年、2019年→2020年ともに12%台の減少であった。これに対し、同平均受注金額は2018年→2020年が11%の減少、2019年→2020年が6%の減少であった。1人あたり特別給与等平均値の

2018年→2020年は6%台の減少、2019年→2020年は10%前後の減少であった。

また、その背景に患者の減少（整形受診者の減少、感染・クラスター発生等による病院閉鎖）や患者の支払・立て替え上の課題、感染対策費用の発生など新型コロナウイルス感染症の影響と思われる事由があることが示唆された。また、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金についても、義肢装具士は、申請に手間を要したり、申請ができない場合がある等、課題があることがわかった。

F. 健康危険情報

（なし）

G. 研究発表

（なし）

H. 知的財産権の出願・登録状況（予定を含む）

（なし）

義肢・装具製作状況実態調査
調査票：新型コロナウイルス感染症の事業への影響（受注・入金・賞与等について）

国立障害者リハビリテーションセンター研究所
我澤 賢之

※本研究は、厚生労働行政推進調査事業費補助金 障害者対策総合研究事業「補装具費支給制度における種目の構造と基準額設定に関する調査研究」（研究代表者 山崎伸也）を受け行っております。

●事業所名・所在地・ご回答担当者様等について

貴事業所ならびにご回答いただく担当者様についてご記入下さい。

事業所の所在する都道府県名についてご記入下さい。	
ご回答事業者様事業所名	
担当者様ご氏名	
担当者様電話番号	
担当者様メールアドレス (メールご使用の場合)	

下記の補装具の取扱の有無について、
 条件に該当する項目に○、該当しない項目に×をお書き下さい。

義肢	障害者総合支援法による義肢の取扱のある事業所様	<input style="width: 80%;" type="text"/>
装具	障害者総合支援法による装具の取扱のある事業所様	<input style="width: 80%;" type="text"/>

※1つ以上に○がある場合 → 以下の設問にお答え下さい。

※すべて×である場合 → ご回答いただく箇所はここまでです。ご協力ありがとうございます。
 お手数ですが、同封の返信用封筒もしくはeメールにてご返送ください。

●I 毎月の義肢・装具にかかる受注について:

記入対象期間 2018年11月～2020年10月

各月に発生した、新調、修理の受注件数と、その案件に対応した金額をお書きください。

※更生用、治療用、その他自費等の別は問いません。

※「金額」が未確定の場合は、予定額に基づきご記入ください。

1. 新調

	義肢			装具		
	受注			受注		
	件数 (件)	金額 (千円)	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)	金額 (千円)
2018年	4月					
	5月					
	9月					
	10月					
2019年	4月					
	5月					
	9月					
	10月					
2020年	4月					
	5月					
	9月					
	10月					

2. 修理

	義肢			装具		
	受注			受注		
	件数 (件)	金額 (千円)	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)	金額 (千円)
2018年	4月					
	5月					
	9月					
	10月					
2019年	4月					
	5月					
	9月					
	10月					
2020年	4月					
	5月					
	9月					
	10月					

●II【特別給与】新型コロナウイルスの特別給与等金額(賞与等の金額)の支給額への影響について

記入対象期間 (1) 2020年5月1日を含む事業所の会計期間ならびに (2) 2019年5月1日を含む貴事業所の会計期間、 (3) 2019年5月1日を含む貴事業所の会計期間
 例) 会計期間が 1月1日～12月31日の事業所の場合 記入対象期間は (1) 2020年1月1日～2020年12月31日 (2) 2019年1月1日～2019年12月31日 (3) 2018年1月1日～2018年12月31日
 会計期間が 4月1日～3月31日の事業所の場合 記入対象期間は (1) 2020年4月1日～2021年3月31日 (2) 2019年4月1日～2020年3月31日 (3) 2018年4月1日～2019年3月31日
 会計期間が 5月1日～4月30日の事業所の場合 記入対象期間は (1) 2020年5月1日～2021年4月30日 (2) 2019年5月1日～2020年4月30日 (3) 2018年5月1日～2019年4月30日
 会計期間が 5月2日～5月1日の事業所の場合 - 記入対象期間は (1) 2019年5月2日～2020年5月1日 (2) 2018年5月2日～2019年5月1日 (3) 2017年5月2日～2018年5月1日
 会計期間が 10月1日～9月30日の事業所の場合 記入対象期間は (1) 2020年10月1日～2021年9月30日 (2) 2019年10月1日～2020年9月30日 (3) 2018年10月1日～2019年9月30日

会計期間の開始月 日
 月 日

該当する会計期間に支払った特別給与等 (毎月決まって支給する対象ではない賞与等、註3参照) の支給対象者数、金額等についてご記入ください。
 支給済みの会計期間については実人数・実金額を、まだ全額を支給していない会計期間については予定の人数・金額をご記入ください。

※対象者、対象支給がない場合は該当欄を空欄にせず「0」をご記入ください。

●各種社会保険適用の有無
 下記の社会保険のなかで事業所で保険料を支払っていらっしゃるものに○印を、支払っていらっしゃらないものに×印をご記入ください。

健康保険	
厚生年金保険	
労災保険	
雇用保険	

A 新型コロナウイルスの影響を受けたと思われる期：
 (1) 2020年5月1日が含まれる会計期間
 全額支給済みの場合、実際の人数・金額をご記入ください。まだ全額を支給していない場合、予定の人数・金額をご記入ください。

1. 支給対象に該当する 経営者・従業員の数 ※該当する方の人数 単位：人	2. 支給された特別給与等金額(註3) ※毎月支払われる給与等は含まれません。註3をご参照ください。 2a 特別に支払われ た給与 (税引前) ※該当する方全員の支給額の合計値 単位：円	2b 法定福利費の事業主負担分 (註4) 単位：円
1. 所定内労働時間週20時間未満の方について		
義肢または装具、座位保持装置の製作・営業に従事する経営者 (註1、註2)		
義肢または装具、座位保持装置の製作・営業に従事する経営者ではない方 (註2)		
2. 所定内労働時間週20時間未満の方について		
義肢または装具、座位保持装置の製作・営業に従事する経営者 (註1、註2)		
義肢または装具、座位保持装置の製作・営業に従事する経営者ではない方 (註2)		

B 新型コロナウイルスの影響を受ける前と思われる期：
 (2) 2019年5月1日が含まれる会計期間
 実際の人数・金額をご記入ください。

1. 所定内労働時間週20時間未満の方について	2. 所定内労働時間週20時間未満の方について
義肢または装具、座位保持装置の製作・営業に従事する経営者 (註1、註2)	
義肢または装具、座位保持装置の製作・営業に従事する経営者ではない方 (註2)	
義肢または装具、座位保持装置の製作・営業に従事する経営者 (註1、註2)	
義肢または装具、座位保持装置の製作・営業に従事する経営者ではない方 (註2)	

(3) 2018年5月1日が含まれる会計期間
 実際の人数・金額をご記入ください。

1. 所定内労働時間週20時間以上の方について	2. 所定内労働時間週20時間未満の方について
義肢または装具、座位保持装置の製作・営業に従事する経営者 (註1、註2)	
義肢または装具、座位保持装置の製作・営業に従事する経営者ではない方 (註2)	
義肢または装具、座位保持装置の製作・営業に従事する経営者 (註1、註2)	
義肢または装具、座位保持装置の製作・営業に従事する経営者ではない方 (註2)	

註1 経営・事務専従の方は含みません。
 註2 座位保持装置事業と車いす事業との間で、切り分けが困難な場合は、車いす事業を含めた数値をご記入ください。
 註3 特別に支払われた給与：労働協約、就業規則等によらず、一時的又は突発的事由に基づき労働者に支払われた給与又は労働協約、就業規則等によりあらかじめ支給条件、算定方法が定められている給与で以下に該当するもの。(1) 夏の賞与、期末手当等の一時金 (2) 支給事由の発生が不定期なもの (3) 3か月を超える期間で算定される手当等 (6か月分支払われる通勤手当等) (4) いわゆるベースアップの差額
 註4 法定福利費の事業主負担分：健康保険料 (介護保険料を含む)、厚生年金保険料 (子ども・子育て拠出金を含む)、労災保険料、雇用保険料の事業主負担分の金額をお書きください。

●III その他

III-1 今回の新型コロナウイルス感染症の事業への影響につき、特記すべきこと等ございましたらご記入下さい。

(本問は自由記入形式です。)

III-2 補装具の価格制度について、ご意見等ございましたらご記入下さい。

(本問は自由記入形式です。)

ご回答いただく設問はここまでです。ご協力どうもありがとうございました。